

山梨県公報

第六百号

令和七年

十月六日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………五五七

告示

山梨県告示第二百六十九号

山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(令和六年山梨県告示第十二号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、令和七年十月三十一日とする。

令和七年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

都道府県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番